

青森県報

号外第二十一号

平成二十八年
三月十六日
(水曜日)

目 次

訓 令

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令…… (人事課) …… 一

人事委員会

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)

の一部を改正する規則…… (職員課) …… 三

人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を改正

する規則…… (同) …… 四

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部

を改正する規則…… (同) …… 五

人事委員会規則七 九五(地域手当)の一部を改正する規

則の一部を改正する規則…… (同) …… 六

訓 令

青森県訓令甲第一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員等の給与に関する規程(昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「202,400」を「203,500」に、「212,900」を「214,000」に、「220,900」を「222,000」に、「232,900」を「234,000」に改め、

別表第二を次のように改め、

別表第二(第二条、第五条、附則第六項関係)

技 能 職 等 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	1	円 126,400	円 177,600	円 199,300	円 246,800	円 276,600
	2	円 127,300	円 179,100	円 200,700	円 248,000	円 278,500
	3	円 128,300	円 180,600	円 202,100	円 249,100	円 280,300
	4	円 129,200	円 182,100	円 203,400	円 250,400	円 282,200
	5	円 130,200	円 183,500	円 204,700	円 251,300	円 284,000
	6	円 131,200	円 185,000	円 206,100	円 252,600	円 285,800
	7	円 132,200	円 186,400	円 207,500	円 253,800	円 287,500
	8	円 133,200	円 187,800	円 208,900	円 255,000	円 289,400
	9	円 134,000	円 189,200	円 210,300	円 256,100	円 291,100
	10	円 135,000	円 190,400	円 211,900	円 257,300	円 292,900
	11	円 136,000	円 191,700	円 213,500	円 258,500	円 294,600
	12	円 137,100	円 192,800	円 214,900	円 259,700	円 296,400
	13	円 137,900	円 194,000	円 216,200	円 260,800	円 298,000
	14	円 138,900	円 195,100	円 217,700	円 261,900	円 299,700
	15	円 139,900	円 196,200	円 219,200	円 262,900	円 301,300
	16	円 140,900	円 197,300	円 220,500	円 264,000	円 302,800
	17	円 142,000	円 198,400	円 221,600	円 265,100	円 304,400
	18	円 143,200	円 199,500	円 222,400	円 266,300	円 306,000
	19	円 144,400	円 200,500	円 223,300	円 267,400	円 307,700
	20	円 145,600	円 201,500	円 224,300	円 268,400	円 309,400
	21	円 146,700	円 202,500	円 225,200	円 269,400	円 311,100
	22	円 147,900	円 203,600	円 226,700	円 270,500	円 312,100
	23	円 149,100	円 204,700	円 228,000	円 271,600	円 313,500
	24	円 150,300	円 205,700	円 229,100	円 272,700	円 315,000
	25	円 151,500	円 206,600	円 230,600	円 273,700	円 316,400
	26	円 153,000	円 207,500	円 231,900	円 274,800	円 317,900
	27	円 154,500	円 208,200	円 233,200	円 275,900	円 319,300
	28	円 156,000	円 209,100	円 234,500	円 277,000	円 320,700
	29	円 157,400	円 210,000	円 235,700	円 278,000	円 322,300
	30	円 158,900	円 211,200	円 236,900	円 279,100	円 323,500

133		269,800	306,700	
134		270,100		
135		270,400		
136		270,700		
137		270,800		
	192,400	203,500	222,000	

別表第六中

38
38
38
38
38
39
39
39
39
39
40
40
40
40
40
40
40
を
37
38
38
38
38
38
38
39

に改める。

附 則

(施行期日等)

- この訓令は、公表の日から施行し、改正後の技能職員等の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。（平成二十七年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 平成二十七年四月一日からこの訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の技能職員等の給与に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のうち、知事の定める職員のうち、知事の定める規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、知事の定めるところによる。

（施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

施行日から平成二十八年三月三十一日までの間において、改正後の規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上

必要と認められる限度において、知事の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与（技能職員等の給与に関する規程等の一部を改正する訓令（平成十八年三月青森県訓令甲第二十一号。以下「平成十八年改正訓令」という。）附則第七項及び第八項、技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令（平成二十一年三月青森県訓令甲第九号。以下「平成二十一年改正訓令」という。）附則第七項及び第八項又は技能職員等の給与に関する規程等の一部を改正する訓令（平成二十七年三月青森県訓令甲第一号。以下「平成二十七年改正訓令」という。）附則第三項及び第四項の規定に基づいて支給された給与を含む。）は、改正後の規程の規定による給与（平成十八年改正訓令附則第七項及び第八項、平成二十一年改正訓令附則第七項及び第八項又は平成二十七年改正訓令附則第三項及び第四項の規定による給与を含む。）の内払とみなす。

(施行事項)

- 前三項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

人事委員会

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十六日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七の海事職給料表昇格時号給対応表中

22
22
23
23
24
24
25
25
25
25
26
26
26
26
27
27

附 則	64	別表第七の医療職給料表(一)昇格時号給対応表中	30	別表第七の研究職給料表昇格時号給対応表中	38	別表第七の教育職給料表(一)昇格時号給対応表中	27
	を		30		39		27
	61		30		39		28
	62		31		40		を
	62		31		40		21
	62		31		41		22
	62		32		42		22
	62		32		43		22
	62		32		に改める。		23
	62		33				23
	62		34				23
	62		35				24
	63		に改める。				24
	63						24
	63						25
	63						25
	63						26
	63						26
63	26						
63	26						
63	27						
63	27						
63	27						
63	27						
63	27						
63	27						
に改める。	62	30		38	を	27	
	62	30		39	37	に改める。	
	62	31		40	38		
	62	31		41	に改める。		
	62	32	41				
	62	32	42				
	62	33	42				
	62	33	43				
	63	34	43				
	63	34	43				
	63	35	43				
	63	35	44				
	63	36	を				
	63	を	37				
	64	29	38				
	64						

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十六日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

別表 (第六関係)

期間の区分	職員の区分					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
1 年 未 満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 184,100	円 50,500	円 30,000
1年以上2年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 184,100	円 50,500	円 29,000
2年以上3年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 184,100	円 50,500	円 28,000
3年以上4年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 184,100	円 50,500	円 27,000
4年以上5年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 184,100	円 50,500	円 26,000
5年以上6年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 184,100	円 50,500	円 25,000
6年以上7年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 184,100	円 48,700	円 24,000
7年以上8年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 184,100	円 46,900	円 23,000
8年以上9年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 184,100	円 45,100	円 22,000
9年以上10年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 184,100	円 43,300	円 21,000
10年以上11年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 184,100	円 41,500	円 18,000
11年以上12年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 184,100	円 39,700	円 15,000
12年以上13年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 184,100	円 37,900	円 12,000
13年以上14年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 184,100	円 36,100	円 9,000
14年以上15年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 184,100	円 34,700	円 6,000
15年以上16年未満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 184,100	円 33,300	
16年以上17年未満	円 408,900	円 363,600	円 304,500	円 247,800	円 182,500	円 31,900	
17年以上18年未満	円 404,500	円 359,600	円 301,200	円 245,200	円 180,900	円 30,500	
18年以上19年未満	円 400,100	円 355,600	円 297,900	円 242,600	円 179,300	円 29,100	
19年以上20年未満	円 395,700	円 351,600	円 294,600	円 240,000	円 177,700	円 27,700	
20年以上21年未満	円 391,300	円 347,600	円 291,300	円 237,400	円 176,100	円 26,300	
21年以上22年未満	円 371,900	円 330,700	円 277,500	円 225,400	円 166,900	円 25,700	
22年以上23年未満	円 352,100	円 313,500	円 263,500	円 213,500	円 157,100	円 25,100	
23年以上24年未満	円 332,800	円 296,800	円 250,000	円 201,500	円 148,000	円 24,100	
24年以上25年未満	円 313,400	円 279,900	円 236,100	円 189,700	円 138,300	円 23,500	
25年以上26年未満	円 293,900	円 263,000	円 222,400	円 177,900	円 129,100	円 22,900	
26年以上27年未満	円 271,200	円 242,200	円 204,800	円 163,500	円 118,100	円 22,300	
27年以上28年未満	円 249,000	円 221,800	円 187,700	円 149,200	円 107,700	円 21,700	
28年以上29年未満	円 226,600	円 201,400	円 170,400	円 134,900	円 97,400	円 20,900	
29年以上30年未満	円 203,800	円 180,600	円 152,800	円 120,600	円 86,400	円 20,600	
30年以上31年未満	円 179,000	円 158,700	円 134,800	円 105,600	円 75,800	円 20,200	
31年以上32年未満	円 154,100	円 136,800	円 116,500	円 90,800	円 64,700	円 19,600	
32年以上33年未満	円 129,500	円 115,100	円 98,600	円 75,600	円 54,300	円 18,700	
33年以上34年未満	円 91,400	円 83,200	円 72,600	円 56,500	円 40,100	円 17,800	
34年以上35年未満	円 56,100	円 53,400	円 48,300	円 38,100	円 26,900	円 17,100	

備考

- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、同条第2項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、1項職員及び2項職員にあつては採用の日又は第4条第1号若しくは第2号の職員となつた日以後の期間、3項職員にあつては獣医師免許を取得した日以後の期間を示す。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは、同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 六一(初任給調整手当)の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十六日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「百分の九十」を「六月に支給する場合には百分の九十」に改め、「以下」の下に「十二月に支給する場合には百分の九十六以上百分の百五十五以下(特定幹部職員にあつては、百分の百一十二以上百分の百九十五以下)」を加え、同項第二号中「百分の七十九・五」を「六月に支給する場合には百分の七十九・五」に改め、「未満」の下に「十二月に支給する場合には百分の八十五・五以上百分の九十六未満(特定幹部職員にあつては、百分の百八・五以上百分の百一十二未満)」を加え、同項第三号中「百分の六十九・五」の下に「十二月に支給する場合には百分の六十九・五」に改め、「百分の八十九・五」の下に「六月に支給する場合には百分の六十九・五」を加え、同項第四号中「百分の六十九・五」を「六月に支給する場合には百分の六十九・五」に改め、「未満」の下に「十二月に支給する場合には百分の七十四・五未満(特定幹部職員にあつては、百分の九十四・五)」を加え、同項第五号中「百分の六十九・五」を「六月に支給する場合には百分の六十九・五」に改め、「未満」の下に「十二月に支給する場合には百分の七十四・五未満(特定幹部職員にあつては、百分の九十四・五未満)」を加える。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)(以下「改正後の規則」という。)、附則第二項及び附則第三項の規定による改正後の人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則(平成二十七年三月三十日公布)の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(規則第十四条第一項第三号の規定に関する経過措置)

2 平成二十七年六月及び十二月に支給する勤勉手当に関する改正後の規則第十四条第一項第三号の規定の適用については、同号中「百分の六十九・五」とあるのは「百分の六十九・五以上百分の七十二・五以下」と、「百分の八十九・五」とあるのは「百分の八十九・五以上百分の九十二・五以下」と、「百分の七十四・五」とあるのは「百分の七十四・五以上百分の七十七・五以下」と、「百分の九十四・五」とあるのは「百分の九十四・五以上百分の九十七・五以下」とする。

(人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則(平成二十七年三月三十日公布)の一部改正)

3 人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則(平成二十七年三月三十日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「(以下「改正後の規則」という。)」を削る。

附則第三項を削る。

人事委員会規則七 九五(地域手当)の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十六日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 九五(地域手当)の一部を改正する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則七 九五(地域手当)の一部を改正する規則(平成二十七年三月二十五日公布)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の十五」を「百分の十五・五」に改める。

附則別表中「百分の十八」を「百分の十八・五」に、「百分の十五」を「百分の十

五・五」に、「百分の十三」を「百分の十四」に、

百分の六	百分の七	百分の五	百分の六
仙台市	多賀城市	多賀城市	仙台市

を
に改める。

百分の七	百分の六
多賀城市	仙台市

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 九五(地域手当)の一部を改正する規則(平成二十七年三月二十五日公布)の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭